

○ 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令 新旧対照条文  
 ○ 毒物及び劇物指定令 (昭和四十年政令第二号) (抄)

(傍線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(毒物)</p> <p>第一条 毒物及び劇物取締法(以下「法」という。)別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。</p> <p>一 一七の二 (略)</p> <p>十八 (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ <u>ゲルマニウム、セレン及び砒素から成るガラス状態の物質並びにこれを含むする製剤</u></p> <p>ハ (略)</p> <p>十九 一七の二 (略)</p> <p>二十三 (略)</p> <p>イ <u>ゲルマニウム、セレン及び砒素から成るガラス状態の物質並びにこれを含むする製剤</u></p> <p>ロ <u>ホ</u> (略)</p> <p>二十三の二 一七の二 (略)</p> <p>(劇物)</p> <p>第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。</p> <p>一 一七の二 (略)</p>	<p>(毒物)</p> <p>第一条 毒物及び劇物取締法(以下「法」という。)別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。</p> <p>一 一七の二 (略)</p> <p>十八 (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ (略)</p> <p>十九 一七の二 (略)</p> <p>二十三 (略)</p> <p>イ 一七の二 (略)</p> <p>二十三の二 一七の二 (略)</p> <p>(劇物)</p> <p>第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。</p> <p>一 一七の二 (略)</p>

三十二 (略)

(1) } (142) (略)

(143) | 三 | ブ | ロ | モ | ー | ー | (三 | ク | ロ | ロ | ピ | リ | ジ | ン | ー | ー | イ | ル) | ー | N | ー |

四 | シ | ア | ノ | ー | ニ | ー | メ | チ | ル | ー | 六 | ー | (メ | チ | ル | カ | ル | バ | モ | イ | ル) | フ | エ | ニ | ル

リ | プ | ロ | ー | ル | 及 | び | こ | れ | を | 含 | 有 | す | る | 製 | 剤

(144) | } (170) (略)

三十三 } 百九 (略)

2 (略)

三十二 (略)

(1) } (142) (略)

(143) | } (169) | (略)

三十三 } 百九 (略)

2 (略)